

いわて防災学教室

災害から学び、災害に備える



土砂災害から高齢者を守る

～岩手県内の要配慮者利用施設における土砂災害の警戒避難体制のあり方～

岩手大学農学部森林科学科教授

井良沢 道也

毎年、台風や集中豪雨による土砂災害が各地で発生している中で、老人ホームや病院等の要配慮者利用施設が被災した場合、甚大な被害が生じる恐れが高く、多くの犠牲者が出ている。実際に平成13年から平成22年の10年間における土砂災害の死者・行方不明者の半数以上が高齢者であり、災害時要配慮者への対策が喫緊の課題となっている。東北地方では平成10年8月に福島県西郷村で土石流により社会福祉施設が被災(死者5名)しており、平成21年7月には山口県防府市で土石流により特別養護老人ホームが甚大な被害(死者7名)を受けた。国としてはこれらの災害を踏まえ、警戒避難体制の充実・強化を目的に度重なる土砂災害防止法の改正を実施してきた。こうした中で、岩手県内の要配慮者利用施設における土砂災害の警戒避難体制のあり方について述べたい。

本県では高齢者が利用する施設159施設が土砂災害の危険箇所等に立地している。岩手県土砂災害課のデータベースとアンケートの解析、さらに県内9箇所の施設に聞き取り調査を行い、土砂災害対策の現状と課題を整理した。その結果、区域指定をしている箇所でも、土砂災害を想定した避難計画や避難訓練等の対策が取られている施設はほとんどなかった。また、「市町村からの警戒避難体制に関する説明があった」や「市町村と合同の避難訓練を実施したことがある」と答えた施設もほとんどなく、日頃から行政と施設間で連携が取られていないことが示唆された。よって、①区域指定が警戒避難体制の構築につながっていないこと、②行政からのフォローがない状況が明らかとなった。

県内の施設で警戒避難体制の構築が進まない理由として、まず、行政と施設職員との間の情報認識の違いが挙げられる。行政が発信している情報の中で、施設職員が避難の判断基準となる情報の識別ができないために、対策を取ることができない状況が発生していると言える。次に、土砂災害の警戒避難対策については、施設と外部機関との協力体制が未成立であることである。土砂災害は火災や地震と異なり、危険な場所に立地している施設のみが対象となるため、対策は各施設職員に任せられており、行政としても一律の基準を設けて対策の実施状況を把握する手立てがない状況である。

一方、警戒避難体制の整備が進んでいる全国事例調査も行った。新潟県五泉市の障害者支援施設では、

新潟県土砂災害警戒情報システムの危険度を判断基準とし、火災・地震・土砂災害の避難訓練を毎月ローテーションで行っていた。さらに、土砂災害の避難計画や訓練状況を地域消防署に報告し、継続的な警戒避難体制の構築を実現していた。

継続的な警戒避難体制を実現する要因は、①避難基準と情報源を設定すること、②他機関に計画や訓練状況の報告、③発信する情報が行政と施設双方が利用しやすい形態であると考えられる。また、ソフト対策を進めていく上で課題となることは、①砂防堰堤等が整備されても防災意識を維持すること、②災害の伝承及び職員への引継ぎ、③行政から施設へのアフターフォローである。

これまで述べてきたように、要配慮者利用施設が被害に遭うと甚大な人的被害につながる可能性が高い。土砂災害は情報収集をし、避難等の対策をすることで人的被害を減らせる災害であると考えられる。行政の役割も大きい、特に、施設職員の日頃からの危機意識が重要である。継続性のあるソフト対策を進めるために、砂防部局の定期点検や福祉部局の監査等の中に土砂災害の項目を取り入れる等、定期的に危機意識を啓発していける環境づくりが必要となると考える。

本報告は岩手県による平成27年度県民協働型評価事業によって行われたものであり、上述した結果について県に提言を行った。携わっていただきました要配慮者利用施設の皆様、先進県の方々、岩手県政策推進室をはじめとする多くの方々に厚くお礼申し上げます。なお本成果報告書は岩手県のホームページに掲載されている(岩手県県民協働型評価で検索)。



宮古市の特別養護老人ホームにおける施設の方・行政とのワークショップで、特別警戒区域に指定されている斜面を説明している様子(2015.9.4撮影)